

# 桃山学院大学人間科学会会則

第1条（名称） 本学会は桃山学院大学人間科学会（St. Andrew's University Human Sciences Association, Osaka, Japan）と称する。

第2条（目的） 本学会は、人間科学全般および大学教育に関する研究を行ない、あわせて会員相互の学術研究を促進することをもってその目的とする。

第3条（事務所） 本学会の事務所は桃山学院大学内におく。

第4条（事業） 本学会は第2条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 研究会の開催
- (2) 学会誌その他の発行
- (3) 講演会その他集会の開催
- (4) その他本学会の目的を達成するために必要な事業

第5条（会員） 本学会の会員は、桃山学院大学の専任教員で、本学会の目的に賛同する者を正会員とする。

- 2 本学大学院文学研究科の修了生および大学院生は、本学会の準会員になることができる。
- 3 正会員は、本学会の総会および第4条に定める各種事業に参画し、本学会の刊行物の配布を受ける。
- 4 準会員は本学会の開催する研究会および講演会に参加し、また本学会の機関誌などの刊行物の配布を受けることができる。
- 5 本学会への入会ないし退会を希望する者は、その旨を文書で会長に届けなければならない。

第6条（学会誌） 本学会の学会誌は『人間科学』（St. Andrew's University Human Sciences Review）と称する。

- 2 学会誌への投稿規定は、別に定める。
- 3 学会誌の編集は本学会の責任において行ない、発行は桃山学院大学総合研究所が行なう。

第7条（会費） 正・準会員は年額1,000円の会費を納入する。

第8条（役員） 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事 若干名（理事の中で学会誌編集責任者を互選する）
- (3) 監査 1名

- 2 役員はすべて総会において正会員の互選により選出し、その任期は1年間とする。ただし再任を妨げない。
- 3 会長および理事は本会の運営にあたる。
- 4 監査は本学会の会計監査を行なう。

第9条（総会） 本学会は毎年1回総会を開催する。

- 2 会長は、その必要を認めるときは、臨時総会を招集することができる。

第10条（会計および監査） 本学会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 監査は毎年本学会の会計監査を行ない、これを総会に報告して承認を受けなければならない。

第11条（会則の改定） 本学会会則の改定は、総会の決定によることとする。

#### 附 則

本会則は、1989年7月7日から実施する。

本会則は、1996年5月10日から改訂実施する。

### 桃山学院大学人間科学会投稿規定

- 1) 機関誌に投稿できる者は原則として本学会正会員とする。準会員は、指導教員もしくはそれに準ずる者の推薦と理事会の承認があれば、投稿できる。これらの会員以外の投稿については、理事会の審査を経て受理することがある。
- 2) 投稿内容は、論文、翻訳、研究ノート、書誌、資料、会員活動報告、その他とする。
- 3) 原稿は、手書き・ワープロを問わずB5判・横書きを原則とし、用紙の種類・枚数は自由とする。但し、400字詰原稿用紙で50枚以上になる原稿については、編集上の都合で分載にすることもある。
- 4) 論文には必ず500語程度の欧文摘要を添付すること。
- 5) 原稿には所定の投稿表を添付すること。
- 6) 投稿に際しては、締め切り日を厳守して、完成原稿を編集責任者に提出すること。